

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正について

「特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則」を令和8年3月17日に公布しましたので、お知らせします。

①登記事項証明書の添付を不要とします

令和8年3月17日開始

法務省の登記情報連携システムを活用し、NPO法人の申請・届出等における登記事項証明書の添付を不要とします。

対象となる手続きは以下のとおりです。

- ・ 設立登記完了届
- ・ 仮理事選任申請
- ・ 定款変更登記完了提出書
- ・ 合併登記完了届
- ・ 解散届
- ・ 清算人就職届
- ・ 清算終了届

②閲覧又は謄写の場所を変更します

令和8年4月1日開始

NPO法人から提出された定款、役員名簿、事業報告書等の書類は、所轄庁において、どなたでも閲覧又は謄写（以下、閲覧等）できます。

この度の改正により、やまぐち県民活動支援センターでの閲覧等を廃止し、閲覧等の場所は県民生活課のみとします。

なお、閲覧等の対象書類のうち定款及び事業報告書等（年間役員名簿、社員名簿を除く）については、内閣府のNPOポータルサイトで公開されておりますので、インターネットでの閲覧も可能です。

内閣府NPOポータルサイト：<https://www.npo-homepage.go.jp/>

③申請・届出等の提出部数を変更します

令和8年4月1日開始

やまぐち県民活動支援センターでの閲覧等の廃止に伴い、山口県への書類の提出部数を変更します。（3部提出の書類を2部提出に変更。）

提出部数が変更となる手続きは以下のとおりです。

- ・ 設立認証申請
- ・ 設立登記完了届
- ・ 役員変更届
- ・ 定款変更認証申請
- ・ 定款変更届
- ・ 定款変更登記完了提出書
- ・ 事業報告書等
- ・ 合併認証申請
- ・ 合併登記完了届

※以下、認定NPO法人及び特例認定NPO法人に係る手続き

- ・ 認定NPO法人認定申請
- ・ 認定NPO法人認定更新申請
- ・ 特例認定NPO法人特例認定申請
- ・ 役員報酬規定等提出書
- ・ 助成金支給実績提出書